

周南市都市再生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 急速な人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づく立地適正化計画の策定及び推進を目的として、周南市都市再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 立地適正化計画事業に関すること。
- (3) その他立地適正化計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明、意見、提言又は助言を求めることができる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、その議決により公開しないことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

2 平成27年度において選任された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。